

遊佐町立小学校適正整備に関する答申書

平成23年5月26日に遊佐町教育委員会から諮問を受けた「遊佐町立小学校の適正整備について」に関して、遊佐町立学校適正整備審議会ではこれまで過小規模小学校（注1）の視察も含め11回にわたり審議を重ねてきました。

審議会では各委員から様々な意見をいただきましたが、遊佐町立小学校の適正整備について審議会として一定の意見の集約をみましたので次のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

- 1 遊佐町立小学校の適正規模の基本的な考え方について
- 2 遊佐町立小学校の適正配置の具体的方策について

（理由）

全国的に少子化が進む中で、遊佐町においても児童の減少に伴い小学校の小規模化が進み将来的には複式学級が生ずる学校も予想され、児童の社会性を育む上での教育環境や学校運営など、様々な面に影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、町民各層による幅広い観点から、児童を取り巻く状況や地域の実情、社会情勢の動向などを勘案し、本町小学校における適正規模及び適正配置のあり方について、総合的に審議、答申をいただくため諮問するものである。

2 諮問についての答申

（1）諮問1 「遊佐町立小学校の適正規模の基本的な考え方について」

（答申） 遊佐町内各小学校において複式学級は設置しない。

また、遊佐町内小学校の各学年において2学級以上の規模とすることが望ましい。

（2）諮問2 「遊佐町立小学校の適正配置の具体的方策について」

（答申） 2030年度（平成42年度）頃に遊佐町1小学校とすべきである。

遅くとも2015年度（平成27年度）までには西遊佐小学校と稲川小学校を統合し新小学校を発足させる。

その後については、町内5校が同時に遊佐町1小学校として統合することが望ましい。

※注1 国では、小学校について5学級以下の学校を「過小規模校」、6～11学級を「小規模校」としている。